

「定期積金（スーパー積金）規定」新旧対照表

新	旧	備考
<p>定期積金（スーパー積金）規定</p> <p>1. (掛金の払込み) 定期積金（以下「この積金」という。）は、表面記載の掛込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書をお差出しください。</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を掛込日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。</p> <p>3. (給付契約金の支払時期) この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。</p> <p>4. (掛込みの遅延) この積金の払込みを遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または表面記載の利回り（年3.65日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</p> <p>5. (給付補填金等の計算) (1) この積金の給付補填金は、表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。 (2) 約定どおり払込みが行われなかつたときは、つぎにより利息相当額を計算します。 ①この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ②当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするとき、および第8条第2項または第3項の規定により解約するときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ③上記①、②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。 A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの ※約定利率×3.0% B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの ※約定利率×6.0% ④この計算の単位は100円とします。</p>	<p>定期積金（スーパー積金）規定</p> <p>1. (掛金の払込み) 定期積金（以下「この積金」という。）は、表面記載の掛込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書をお差出しください。</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を掛込日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。</p> <p>3. (給付契約金の支払時期) この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。</p> <p>4. (掛込みの遅延) この積金の払込みを遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または表面記載の利回り（年3.65日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</p> <p>5. (給付補填金等の計算) (1) この積金の給付補填金は、表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。 (2) 約定どおり払込みが行われなかつたときは、つぎにより利息相当額を計算します。 ①この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ②当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするとき、および第8条第2項または第3項の規定により解約するときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ③上記①、②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。 A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの ※解約日における店頭表示の普通預金利率 B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの ※約定年利回り×6.0%（小数点第3位以下切捨て、この計算による利率が解約日における店頭表示の普通預金利率を下回る場合は店頭表示の普通預金利率とします。） ④この計算の単位は100円とします。</p>	<p>・契約不履行・中途解約利率変更のため</p>